２０１５年4月１６日
高浜原発差止仮処分弁護団・申立人

質問事項

１．4/14 の仮処分決定につき、新規性基準は合理性に欠くとの指摘に対するについて、規制委員会・規制庁としての考えを述べること。

２．具体的には、仮処分決定で、高浜原発の脆弱性として指摘され、それを解消するには不可欠としてあげられた以下の６点については、新規制基準の欠陥を福井地裁が厳しく指摘したものであり、それらの点について、規制委員会・規制庁として、どのように考えているのかを説明すること

1) 基準地震動の策定基準を見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事を実施する
2) 外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性をＳクラスにする
3) 使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む
4) 使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性をＳクラスにする
5) 使用済み核燃料プールに係る計測装置をＳクラスにする
6) 免震重要棟の設置

３．今後の再稼働に向けた手続きをどのようにすすめるのか、
規制委員会、規制庁としての考えを述べること。

４．4/14 の仮処分決定につき、田中俊一委員長は記者会見において、決定には事実誤認があるとし、使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震クラスはＳクラスである旨発言があった。決定には、耐震クラスはＢクラスだが、実際は基準地震動に対しても十分な耐震安全性を有しているとの債務者の主張について記載がある（42 ページ）が、どこが誤っているのか。

５．基準地震動の想定で用いられている入倉レシピについて、これが地震の平均像を求めるためのモデルであるということについての認識を明らかにされてたい。

以上

使用済み燃料プールの冷却設備がＢクラスではなくＳクラスだという田中委員長発言の関連資料

参考①：今回の仮処分決定本文の 42-43 ページ

債務者は，電源を喪失しても使用済み核燃料プールに危険性が発生する前に確実に給水ができると主張し，また使用済み核燃料プールの冷却設備は耐震クラスとしてはＢクラスであるが（別紙３の別記２の第４条２二参照），安全余裕があることからすると実際は基準地震動に対しても十分な耐震安全性を有しているなどと主張しているが，債務者の主張する安全余裕の考えが採用できないことは２(2)オにおいて摘示したとおりであり，地震が基準地震動を超えるものであればもちろん，超えるものでなくても，使用済み核燃料プールの冷却設備が損壊する具体的可能性がある。また，２に摘示した原子炉の冷却機能の問題点に照らすと，使用済み核燃料プールが地震によって危機的状況に陥る場合にはこれと並行してあるいはこれに先行して隣接する原子炉も危機的状態に陥っていることが多いということを念頭に置かなければならないのであって，このような状況下において債務者の主張どおりに確実に給水作業ができるとは認め難い。たとえば，

参考②：今回の仮処分決定本文の 55 ページ

二　Ｂクラス

安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がＳクラス施設と比べ小さい施設をいい、例えば、次の施設が挙げられる。

- 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設
- 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和５３年通商産業省令第７７号）第２条第２項第６号に規定する「敷地境界外」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。）
- 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設
- 使用済燃料を冷却するための施設
- 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Ｓクラスに属さない施設

参考③：本訴の第８回口頭弁論調書の最終ページ

平成２６年３月２７日期日における，被告の補足説明要旨

第１　消火栓等からの給水経路について（原告ら第１６準備書面，６頁に関連して）

屋内消火栓（方法１），屋外消火栓（方法２），淡水タンクへの直接接続（方法３），海水の消防ポンプによる汲み上げ（方法５）により取水された冷却用水は，恒設配管接続口から恒設配管を通じて使用済燃料ピットに至る経路と，恒設配管を介さず引き回したホースから直接同ピットに放水する経路の，いずれによっても同ピットに導くことが可能である。

そのことは，甲第７０号証，１５－２頁の該当箇所において，給水経路として，消火栓等から直接同ピットに至る点線・矢印と，当該点線の途中から分岐し「恒設配管接続口①へ」等と示された矢印との，２つの経路が記載されていることからも容易に分かる。

したがって，原告の「実は二重化されているだけである。」との主張は誤りである。

第２　使用済燃料ピット冷却設備の耐震性について（原告ら第１６準備書面，８頁に関連して）

使用済燃料ピット冷却設備は，耐震クラスとしてはＢクラスであるが，実際には基準地震動Ｓｓに対しても十分な耐震安全性を有している。

そのことは，乙第３３号証，「添付５－（１）－１７（３／６）」頁の表中，「設備」欄のうち，使用済燃料ピット冷却設備に相当する「使用済燃料ピットポンプ」，「使用済燃料ピットポンプ現場操作箱」，「使用済燃料ピット冷却器」，「使用済燃料ピット冷却系配管（循環ライン）」のいずれについても，右端の「裕度」カラムの数値が，「１．８１」，「３．６０」等というように，１以上の数値となっていることから分かる。

なお，この「裕度」とは，対象設備が基準地震動Ｓｓの何倍の地震動まで機能を維持しうるかを示す数値である。

以　上